



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
印紙税法の20号文書「判取帳」該当性

～商品の返品等に係る「お客様返金伝票」の伝票綴り～

印紙税の課税物件は、印紙税法の別表第一課税物件表に限定列挙されていますが、その意義や範囲は必ずしも明確ではありません。今回は、原告の作成する「お客様返金伝票」と題する伝票綴りが課税文書である「判取帳」(別表第一課税物件表20号)に該当するか否かが争われた判断をご紹介します。

(平成27年12月18日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード: Z999-7190)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

A社(原告)は、B社との間のフランチャイズ店舗契約に基づき、12店舗において、日用雑貨、インテリア用品等の販売を行い、その各店舗において、顧客から商品の返品、交換あるいは売価が異なるなどの申出を受けた場合には、その処理のために、表紙に「お客様返金伝票」と印字された伝票綴り(本件伝票綴り)を使用して、顧客に対応していました。本件伝票綴りは、冊子形態のものであり、3枚一組(売場控・事務所控・商品貼付け用)の複写式の伝票が100組綴られていました。高崎税務署長は、A社に対し、本件伝票綴りから「事務所控」及び「商品貼付け用」が切り取られ、「売場控」(本件各伝票)だけが残った伝票綴り270冊(本件各文書)について、いずれも印紙税が納付されていないとして、印紙税の過怠税324万円の賦課決定処分をしました。本件はその取消しを求めて争われたものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり、本件各文書は、課税物件表20号に規定する「判取帳」に該当すると判断し、印紙税法3条1項に規定する課税文書に該当するとして、A社の請求を斥けました。

- 1 印紙税法は、「一の文書」の定義規定を置いていないが、印紙税は、文書に記載されている取引それ自体を課税対象とするものではなく、文書を課税対象とするものであること(同法2条)や、別表通則1ないし3の定めの内容を勘案すると、「一の文書」の範囲は、その書面により証されるべき事項をもって画するのではなく、その書面の物理的な存在形態の一体性をもって画することが相当であると解される。
- 2 印紙税法基本通達5条は、印紙税法に規定する「一の文書」とは、その形態からみて1個の文書と認められるものをいい、文書の記載証明の形式、紙数の単複は問わないこと、1枚の用紙に2以上の課税事項が各別に記載証明されているもの、又は2枚以上の用紙が契印等によって結合されているものは、「一の文書」となるとし、この定めは文書の物理的な存在形態の一体性の判定基準として合理性を有する。
- 3 認定事実によれば、①本件伝票綴りは、本件各伝票を綴った冊子形態のものであり、同伝票には、連続番号が付され、冊子の表紙には、同冊子に含まれる伝票の連続番号の範囲及び当該伝票綴りの使用開始日及び終了日を記載する欄が設けられていること、②本件伝票綴りに綴り込まれた本件各伝票は、切取り線がなく、顧客との関係において返金が生じた場合に当該事実を記録し集積し、保管するものとされており、本件各伝票100枚を一体として本件伝票綴りに綴り込んだ一冊の冊子形態のものとして保管・管理するものとされていること、③現に、本件各文書は、そのように保管・管理されていたことが認められる。
- 4 以上のとおり、本件各文書は、それぞれ一冊の冊子としてその物理的な存在形態の一体性が認められ、それぞれ、その全体をもって「一の文書」に該当するものと認めるのが相当である。
- 5 本件各文書は、文書自体の形式、内容のほか、使用方法及び使用実態の諸点からみて、金銭の受領事実について付込証明を受ける目的をもって作成されたもの、すなわち課税物件表の17号の2に掲げる文書により証されるべき事項につき付込証明を受ける目的をもって作成されたものと認められ、また、二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成されたものと認められる。したがって、本件各文書は、「第十七号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成」(課税物件表20号)されたものと認められる。……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判20頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。